

# 2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



計量証明業

## 経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

## 回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

## 調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(計量証明業))は、事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

### 記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

## 目次

調査の対象となる事業所	1	3 本社・支社別	4
廃業、休業等に係る扱い	1	4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	5
1 事業所の名称・所在地等	2	5 年間売上高	6
2 経営組織及び資本金額	4	6 従業者数	10



## 調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(計量証明業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類745－計量証明業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

主に一般計量証明業務、環境計量証明業務などを主たる業務とする事業所が対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

## 廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

### ※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)



## **工** 本社の所在地

---

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

<b>2</b>	<b>経営組織及び資本金額</b>	<b>3</b>	<b>本社・支社別</b>	<b>4</b>	<b>消費税の税込み記入・税抜き記入の別</b>																		
<b>オ</b>	<p>あてはまるものを○で囲んでください。</p> <p>① 会社 ② 会社以外の法人・団体 ③ 個人経営</p>	<b>キ</b>	<p>あてはまるものを○で囲んでください。</p> <p>① 単独事業所(支社、支店、営業所を持たない事業所) ② 本社(支社、支店、営業所などを持っている本社、本店) ③ 支社(支社、支店、営業所など)</p>	<b>ク</b>	<p>5 欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。</p> <p>① 税込み ② 税抜き</p>																		
<b>カ</b>	<table border="1"> <tr> <td>資本金額 (又は出資金額)</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円													
資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円															

**記入上の注意**

- 金額は万円単位で記入してください。「¥」記号は記入しないでください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください)。
- 「\*」と記載されている箇所の記入は不要です。

## 2 経営組織及び資本金額

### オ 経営組織

あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

<b>1 会社</b>	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
<b>2 会社以外の法人・団体</b>	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
<b>3 個人経営</b>	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

### カ 資本金額(又は出資金額)

貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額(又は出資金額)」に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。

## 3 本社・支社別

### キ 事業所の本社・支社別

あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

<b>1 単独事業所</b>	他の場所に、同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所を持たない単独の事業所をいいます。
<b>2 本社</b>	他の場所に、同一経営の支社、支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
<b>3 支社</b>	他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所をいいます。

## 4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

### ク 消費税の税込み・税抜きの別

---

- ・ **5** 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・ 「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。



## ☐ 「事業所の年間売上高」のうち「計量証明業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」のうち、「計量証明業務」の年間売上高を記入してください。
- ・対象となる「計量証明業務」の業務の内容については、下記の「調査対象となる業務」（日本標準産業分類の小分類745－計量証明業）に記載されている業務に基づきますので、当該部分を参照してください。

### 【対象となる業務】

- ・一般計量証明業務：貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない。以下同じ。）を行う業務
- ・環境計量証明業務：環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務
- ・その他の計量証明業務：一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境の状態以外の濃度などの計量証明を行う業務

### 【対象とならない業務】

- ・自企業内の測定分析のみを行っている業務
- ・船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う業務[細分類4899]
- ・食品衛生・栄養生理、医薬品などに関し、依頼に応じて試験・検査・検定などを行う業務(細分類 7114)
- ・橋梁、ビル等の構造物、設備の安全確保のため、放射線、超音波等を利用して構造物、設備を破壊せずに検査する業務(細分類 7442)
- ・病疫の予防、環境衛生の改善など必要な検査、試験を行う業務(細分類 8492)  
など

## サ 「計量証明業務」の年間売上高の業務種類別割合

- 5の「事業所の年間売上高」のうち「計量証明業務」の年間売上高で記入した「計量証明業務」の年間売上高について、業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。
- 「計量証明業務」は証明行為の形式は問いません。証明書を発行しているものも、していないものも、以下の内容例示に該当するものは、「計量証明業務」に記入してください。

業務種類区分			内容例示
証明業務 一般計量	測定 一般計量	質量	貨物の質量の測定
		体積	貨物の体積の測定
		その他	貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定
環境計量証明業務	環境測定	大気	ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定
		水質	河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定
		土壌	水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定
		騒音	事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定
	作業環境測定		「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有溶剤の濃度の測定 ・粉じんを著しく発散する屋内作業場又は石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場 ・放射性物質取扱作業室 ・特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う作業場 ・鉛業務を行う屋内作業場 ・有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
	建物内測定	空気	興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定
		飲料水	興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定
	その他		上記以外の環境の状態に関する測定 ・アスベスト分析、産業廃棄物の分析、環境放射能分析などはここに含めてください。 ・飲料水の水質検査、環境アセスメントは含めないでください。
	その他		貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務

次ページ以降にも記載があります。

## 6 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

ス

(1) 事業所の従業者数			(2) 「計量証明業務」の事業従事者数	
	男	女	事業従事者数	
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	人	人	(別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。)	人
② 有給役員	人	人	注1:「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人(パート・アルバイトなど)」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。	
③ 正社員・正職員としている人	人	人	注2:「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷貴事業所の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。	
	(就業時間換算雇用者数 <sup>注2</sup> )	( 人)	( 人)	
④③以外の人 (パート・アルバイトなど)	人	人	注3:「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。	
⑤ 臨時雇用者 <sup>注3</sup> (常用雇用者以外の雇用者)	人	人		
総計(①～⑤の合計)	人	人		
(うち 別経営の事業所に派遣している人)	( 人)	( 人)		
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	人	人		

シ

常用雇用者<sup>注1</sup>

## 6 従業者数

### シ (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人を行い、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員(常勤・非常勤を問わない)で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④③以外の人 (パート・アルバイトなど)	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
(就業時間換算雇用者数)	「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数((※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例を参照)を記入してください。

## シ (1) 事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・**貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください**(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

### (※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している。
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned}
 (1) & \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴事業所の所定労働時間(1週間分)} \\
 & = 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\
 & = 2.4(\text{人})
 \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

## ス (2) 「計量証明業務」の事業従事者数

- ・事業所の事業従事者数(※)のうち「計量証明業務」に携わる人数を記入してください。

### 「計量証明業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理)、「計量証明業務」を担当する有給役員、営業、技術部門(一般計量測定、環境測定、作業環境測定など)の業務に従事する人 など

- ・以下の人は、「計量証明業務」の事業従事者に含めないでください。

主に「計量証明業務」以外の業務に従事している人(例えば、「計量証明業務」以外の業務の就業時間数が、「計量証明業務」の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

=「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」-「別経営の事業所に派遣している人」+「別経営の事業所から派遣されている人」

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



コールセンターの  
ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】0120-800-636 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

